

事 務 連 絡

平成 6 年 2 月 1 日

殿

資源エネルギー庁公益事業部

ガス保安課 製 造 班 長

「燃焼速度の測定免除（ガス事業法施行規則第 19 条第 1 項第 3 号
ただし書の規定）」に関する承認の運用について

上記の件について、別添資料のとおり運用を整理したので送付します。今後はこの運用に従い円滑な審査を実施されるようお願いいたします。

また、別添資料については平成 5 年 6 月 1 日付け事務連絡にて送付しました、「燃焼速度の測定免除に関する承認申請ガイドライン」（（社）日本ガス協会）の補足資料とします。

なお、各事業者には（社）日本ガス協会から通知の予定です。

別添資料

燃焼速度の測定免除申請の取り扱いについて

ガス事業法施行規則第19条第1項第3号ただし書に定める「通商産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従ってガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。」について、下記の通り運用する。

記

1. ただし書の「製造」については、購入ガスを含むものとする。
すなわち、ガス事業者はガス事業法第21条にしたがい、燃焼性の内、燃焼速度の測定に関して、自ら測定（ガス事業法施行規則第19条第1項第1号により、測定点を変更して測定する場合を含む）するか、または測定免除を受けなければならない。
したがって、ガス事業法第22条、第24条によりガスの供給を受ける事業者（以下「受け事業者」という）が熱量等の測定点を、ガスを卸している事業者（以下「卸供給事業者等」という）の事業所に変更している場合で、卸供給事業者等が燃焼速度の測定免除を受けている場合であっても、受け事業者は燃焼速度の測定免除を受ける場合は、自ら免除申請を行う必要がある。
2. 受け事業者が燃焼速度の測定免除申請を行う場合には、別紙「燃焼速度の測定免除申請に関する覚書の締結について」にしたがい、申請しなければならない。
3. 本運用は供給規程の燃焼性の燃焼速度がMCPで定められた事業者（MCPでの燃焼速度の測定免除申請に合わせて、供給規程の燃焼性の燃焼速度をMCPに変更予定の事業者を含む）に適用する。

以上

別紙：燃焼速度の測定免除申請に関する覚書の締結について

受け事業者が燃焼速度の測定免除申請を行う場合は、測定免除後の送出ガスの燃焼速度を担保するために、卸供給事業者等との間で、購入ガスの燃焼速度の管理に関する事項について覚書を締結する。

一の卸供給事業者等の複数の事業所からガスを購入する場合は、事業者間で覚書を締結し、また複数の卸供給事業者等からガスを購入する場合は、各々の事業者間で覚書を締結する。

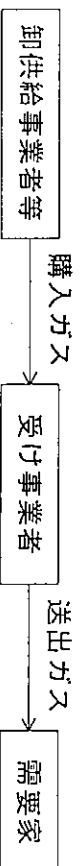
受け事業者は覚書モデル及び申請例に従い、燃焼速度の測定免除を申請する。

【用語の定義】

購入ガス：受け事業者が卸供給事業者等から購入するガス

送出ガス：受け事業者が需要家に供給するガス

燃焼速度の管理測定：燃焼速度を確認するため、管理用の計器で実施する燃焼速度の定期的な測定。管理測定の際は燃焼速度の安定性に応じて設定し、少なくとも1回/月以上とする。



1. ガスを購入する場合

- (1) ガス事業法第22条に従い、他の一般ガス事業者からガスの供給を受ける場合
- (2) ガス事業法第24条に従い、一般ガス事業者以外の者からガスの供給を受ける場合

2. 覚書で定める燃焼速度の管理に関する事項

- (1) 燃焼速度の管理範囲 * 1
- (2) 燃焼速度の管理方法 * 2
- (3) 燃焼速度の範囲が管理範囲外となる場合の措置 * 3
- (4) その他 * 4

【解説】覚書で定める事項の内容は次の通り。

* 1. 燃焼速度の管理範囲

購入ガスの燃焼速度の管理範囲。

* 2. 燃焼速度の管理方法

購入ガスの燃焼速度が(1)に定める燃焼速度の管理範囲内であることを確認するための方法。具体的な方法としてはガス発生設備の運転管理による方法またはガスの燃焼速度の管理測定による方法等がある。また、管理測定の結果は、毎月受け事業者に報告する。

* 3. 燃焼速度の範囲が管理範囲外となる場合の措置

ガス発生設備の運転条件または原料組成の変更等により購入ガスの成分が変動し、(1)の燃焼速度の管理範囲外となる恐れがある場合は、卸供給事業者等は事前に受け事業者に連絡し、燃焼速度が管理範囲外となった場合は、卸供給事業者等または受け事業者は、ガスの燃焼速度の法定測定(ガス事業法第21条の燃焼性の測定)を実施する。

* 4. その他

覚書の有効期間は、供給契約または卸供給契約の有効期間に従うものであり、供給契約または卸供給契約で、ガスの燃焼速度に関する事項が変更される場合は、再度覚書を締結し、燃焼速度の測定免除も同様に再度申請し直す必要がある。

ただし、供給契約または卸供給契約が更新された場合で、ガスの燃焼速度に関する事項が変更されない場合は、本覚書及び燃焼速度の測定免除は引き続き有効とする。

3. 添付資料

(1) 測定免除申請例

・ 申請例 1

購入ガスの熱量を調整せず送出する場合または購入ガスをエアーで熱量調整し購入ガスの燃焼速度を変更せず送出する場合

・ 申請例 2

購入ガスをLPGで熱量調整し、購入ガスの燃焼速度を変更し送出する場合
(2) ガスの燃焼速度に関する覚書(モデル)

以上

測定免除申請例

申請例 1

購入ガスの熱量を調整せず送出する場合または購入ガスをエラーで熱量調整し購入ガスの燃焼速度を変更せず送出する場合

〔承認申請に際しての提出書類〕

「通達 5 資公部第 1 1 5 号 ガス事業法施行規則第 1 9 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による承認の基準」の 1. に従う。

(イ) 燃焼速度に関する承認申請書

・ ガス発生設備の種類：購入ガス

・ 供給ガスの燃焼速度計算値(MCP)：覚書の燃焼速度の管理範囲

(ロ) 添付書類

①原料ガス組成

②運転管理方法

③供給ガス燃焼性計算書

・ ①、②及び③に代わり、覚書(写し)を添付する。

④供給ガス燃焼性計算値プロット図

・ 供給規程燃焼性範囲、供給ガス計算燃焼性範囲を図にプロットする。

・ 購入ガスまたは購入ガスを熱量調整する場合は送出ガスのMCP測定実績点をプロットする。データは需要期(ピーク)、非需要期(ワビーク)及び中間期について3点以上のデータを添付する。

申請例 2

購入ガスをLPGで熱量調整し、購入ガスの燃焼速度を変更し送出する場合

[承認申請に際しての提出書類]

「通達 5 資公部第 115 号 ガス事業法施行規則第 19 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による承認の基準」の 1. に従う。

(イ) 燃焼速度に関する承認申請書

・ ガス発生設備の種類：購入ガスと液化石油ガス発生設備に分類して記載

・ 供給ガスの燃焼速度計算値(MCP)：添付書類(ロ) ③の計算結果

(ロ) 添付書類

①原料ガス組成

・ 購入ガスは覚書の燃焼速度の管理範囲が最大値及び最小値となる場合の組成による。

・ LPGは測定実績値または購入仕様等の値による。

②運転管理方法

・ 購入ガスの燃焼速度の範囲を覚書の燃焼速度の管理範囲とし、LPGを混合させる方法を述べ、供給ガスの燃焼速度が申請範囲から外れないようにするために、設備上または運転管理上のポイントを記述する。

・ 覚書(写し)を添付する。

③供給ガス燃焼性計算書

・ ①②から供給ガスの燃焼速度が最大値及び最小値となる場合の燃焼性を計算する。

④供給ガス燃焼性計算値プロット図

・ 供給規程燃焼性範囲、供給ガス計算燃焼性範囲を図にプロットする。
・ 熱量調整した送出ガスのMCP測定実績点をプロットする。データは需要期(ピーク)、非需要期(トレーク)及び中間期について3点以上のデータを添付する。

以上

ガスの燃焼速度に関する覚書（モデル）

〇〇ガス株式会社（以下「甲」という。）と〇〇ガス株式会社（以下「乙」という。）は、乙がガス事業法施行規則第19条第1項第3号ただし書に定めるガスの燃焼速度の測定免除に関する承認申請を行うため、供給契約（または卸供給契約）により供給するガスの燃焼速度に関する覚書を締結する。

（燃焼速度の管理範囲）

第1条 甲は乙に供給するガスの燃焼速度の管理範囲の最大値を〇〇.〇、最小値を〇〇.〇とし、供給するガスの燃焼速度を管理する。

（燃焼速度の管理方法）

第2条 甲は乙に供給するガスの燃焼速度が第1条に定める範囲内であることを確認し、その結果を乙に報告する。燃焼速度の確認の方法は、1回/月の頻度で実施するガスの管理測定により燃焼速度を測定する方法による。

（燃焼速度の範囲が管理範囲外となる場合の措置）

第3条 甲は乙に供給するガスの燃焼速度が第1条に定める範囲外となる恐れがある場合は、事前に乙にガスの燃焼速度が第1条に定める範囲外となる恐れがあることを連絡する。

第4条 甲は乙に供給するガスの燃焼速度が第1条に定める範囲外となった場合、供給するガスの燃焼速度をガス事業法第21条に従い測定を実施し、その結果を乙に報告する。

(覚書の有効期間等)

第5条 この覚書の有効期間は、供給契約〔または卸供給契約〕の有効期間に従う。ただし、供給契約〔または卸供給契約〕が更新された場合で、その供給ガスの燃焼速度に関する事項が変更されない場合は、供給契約〔または卸供給契約〕の有効期間によらず、この覚書は引き続き有効とする。

第6条 この覚書を解除する場合は、甲、乙協議の上、覚書を解除することができる。

この契約を証するため、本覚書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 〔住所〕

〇〇ガス株式会社

〇〇部長 ○ ○ ○ ○ ㊟

乙 〔住所〕

〇〇ガス株式会社

〇〇部長 ○ ○ ○ ○ ㊟